

議会運営委員会記録

○開催日時

平成29年3月24日 午前8時58分～午前9時25分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

委員長	今塩屋 裕 一	委員	宮 里 兼 実
副委員長	持 原 秀 行	委員	福 元 光 一
委員	杉 菌 道 朗	委員	徳 永 武 次
委員	永 山 伸 一	委員	成 川 幸 太 郎
委員	井 上 勝 博		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議 長 新 原 春 二

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副 議 長 大 田 黒 博

○その他の議員

議 員 坂 口 健 太

○説明のための出席者

総 務 部 長	田 代 健 一	農 林 水 産 部 長	橋 口 誠
総 務 課 長	平 原 一 洋	六 次 産 業 対 策 監	小 柳 津 賢 一
文 書 法 制 室 長	堀ノ内 孝		
財 政 課 長	今 井 功 司	教 育 部 長	中 川 清
市 民 福 祉 部 長	春 田 修 一	議 会 事 務 局 長	田 上 正 洋
		議 事 調 査 課 長	道 場 益 男

○事務局職員

事 務 局 長	田 上 正 洋	主 幹 兼 管 理 調 査 グ ル ー プ 長	久 保 淳 一
議 事 調 査 課 長	道 場 益 男	管 理 調 査 グ ル ー プ 員	榎 並 淳 司
課 長 代 理	瀬 戸 口 健 一	議 事 グ ル ー プ 員	柳 裕 子
主 幹 兼 議 事 グ ル ー プ 長	久 米 道 秋		

○審査事件等

- 1 今期定例会に付議される議案等について
 - 2 閉会中の委員派遣の取扱いについて
-

△開 会

○委員長（今塩屋裕一）これより議会運営委員会を開会します。

本日の委員会はお手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いしたいと思います。

○議長（新原春二）おはようございます。

本会議前の議運であります。5件の審議をお願いしてありますので、短時間によりしくお願いを申し上げます。

△今期定例会に付議される議案等について

○委員長（今塩屋裕一）それでは、今期定例会に付議される議案等についてを議題といたします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田上正洋）おはようございます。

資料1-1、付議事件等区分表（案）をごらんください。

提出予定議案は、議会運営委員会提出議案1件、市長提出議案27件の計28件であります。

議案第54号は、市議会会議規則の一部改正であり、本会議において、議長が必要と認めるときの電子表決システムによる表決を導入するため、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第55号は、任期満了に伴う監査委員の選任について。

議案第56号から第74号までは、任期満了及び関係法の改正に伴う農業委員会委員の任命について。

議案第75号から第79号までは、任期満了に伴う人権擁護委員候補者の推薦について。

議案第80号は、委員の辞任に伴う人権擁護委員候補者の推薦について。

議案第81号は、平成28年度一般会計補正予算であり、いずれも本日の本会議で審議してはとを考えます。

なお、議案第56号から第74号までの農業委員会委員の任命につきましては、一括説明、一括質疑の後、議案ごとに討論・採決となります。

また、議案第75号から第80号までの人権擁護委員候補者の推薦については、一括説明の後、議案ごとに質疑・討論・採決となります。

次に、資料1-2、議案に係る討論通告一覧をごらんください。

記載のとおり、議案第14号など8件について、井上議員から反対討論の通告があったところです。

次に、資料1-3、陳情に係る審査結果、討論通告一覧をごらんください。

陳情第1号について、付託先の川内原子力発電所対策調査特別委員会の審査結果は、不採択とすべきものであります。

本日の本会議において、委員長報告があり、その後、質疑・討論・採決となります。なお、討論通告については、井上議員から、賛成討論の通告があったところです。

以上です。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま、事務局長から説明がありましたが、当局から補足説明はありませんか。

○農林水産部長（橋口 誠）おはようございます。農林水産部でございます。

先ほど、事務局長からも御説明がございましたが、本日、議案第56号から議案第74号までの、19件の農業委員会委員の任命についての議案を提案させていただくことになっております。今回、昨年4月の法律改正に伴いまして、これまで公選制でやりました農業委員を公募制にいたしまして、議会の同意を得て市長の任命制に変更されましたが、今回の農業委員候補者の選考の考え方につきまして、お手元に配付してあります議会資料により、少し説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議会資料をごらんください。1ページでございます。

農業委員の定数でございます。これにつきましては、農業委員会等に関する法律施行令第5条におきまして、本市の農業者数また農業面積等にかわりまして、上限が19名と定められておきまして、これを受けまして、昨年の9月議会におきまして、農業委員の定数は19名と定められたところでございます。これに伴いまして公募を行いまして、昨年の11月1日から11月30日まで、広報薩摩川内、ホームページ等により公募を行ったところでございます。

2番の農業委員の応募者でございますが、29名の応募がございました。11月16日と12月2日、市のホームページで公表をしているところでございます。

3番の選考及び結果でございます。

法律の第8条におきまして、委員は農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て任命するとなっております。ただし、任命に当たっては、次の要件がございます。

まず、要件の1でございます。

認定農業者等が過半数を占めるようにしなければならないということで、これは、法8条第5項に定められておきまして、本市の農業委員19名でございますので、10名以上が認定農業者等でないといけないということでございます。

要件2で、農業委員会の所掌に関する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないということで、利害関係を有しない者を、せめて1名は入れなければいけないということで、これは、法第8条第6項で定められております。

また、要件の3で、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮しなければならないということで、できれば50歳未満の青年就農者、また女性の積極的な登用が求められてございまして、これは同法8条第7項で定められているところでございます。

このような三つの要件がございまして、その3要件を満たす該当者が、合計で14名選考したところでございます。19名でございますので、3要件に該当しない一般の公募者として、あと15名残っておりますから、この15名から選考をした方が5名ございます。選考基準といたしましては、法規定にもございますように、農業に関する識見を有する者、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他農業委員会の所掌する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者と規定されるところでございまして、私どもで、具体的には農業に関する知識、識見、農業委員会に関する知識、識見、農業の経営内容、意欲等も判断基準としながら、地域性にも配慮しながら選考を行ったところでございます。

2ページにつきましては、法第6条に定めてございます農業委員会の所掌に関する事項でございます。

まず、1で、農地法、その他の法に基づく審査権限に属する事項ということで、農地法による審査権限、農地の売買、貸借、農地の転用。

2番に、農地利用の最適化の推進に関する事務として、最適化の推進とは、まず、①で担い手への農地利用の集積・集約化。②に、遊休農地の発生防止・解消。③に、新規参入の促進ということで、定められております。

大きな3は、法人化その他農業経営の合理化、また調査、情報についてできるということでございます。

3ページでございますが、今回の農業委員候補者19名の氏名等について、議案番号順に掲載させていただいております。

ごらんいただければわかりになりますが、認定農業者が12名、そのうち女性農業者が2名と、50歳未満の青年就農者が1名含まれておるところでございます。また農業に利害関係を有しない者が1名、また1名の女性農業者、そのほか一般農業者5名を選考したところでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○財政課長（今井功司） それでは、今回、提出いたします補正予算について御説明いたします。

別冊となっております平成28年度薩摩川内市一般会計予算書、予算に関する説明書、第9回補正の13ページをごらんください。

今回の補正は、一般会計を5億7,191万6,000円増額するものであり、歳入において、地方消費税交付金及び特別交付税の交付額確定に伴う予算の増減調整及び今後の財源対策のための市有施設保全基金積立金を増額するとともに、繰越明許費1件を追加するものであります。

それでは、補正の内容を説明いたしますので、15ページをごらんいただきたいと存じます。歳出目的別の表であります。

総務費では、財産一般管理費において、市有施設の老朽化や長寿命化対策などに係る改修経費等に対します今後の財源対策として、市有施設保全基金積立金を増額するものであります。

教育費では、小学校管理費において、寄附の意向に沿い、図書購入に係る経費を増額するもので

あります。

次に、歳入について御説明いたします。

14ページの歳入の表をごらんください。

地方消費税交付金においては、交付額の確定により減額し、地方交付税においては、特別交付税を交付額の確定により増額するものであります。

寄附金においては、教育費寄附金において、1件5万円をいただきましたので、予算補正するものであります。

次に、繰越明許費について御説明いたします。

5ページをごらんいただきたいと思っております。

第2表、繰越明許費補正は、追加が1事業であり、施工に当たっての工法の検討に、期間を要したことによるものであります。

これで、第9回補正予算についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）質疑、意見はないと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等の審議方法については、説明のとおりと取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~  
午前9時 8分休憩  
~~~~~  
午前9時22分開議
~~~~~

[休憩中に当局退室]

○委員長（今塩屋裕一）ここで、本会議に戻します。

△閉会中の委員派遣の取り扱いについて

○委員長（今塩屋裕一）ここで、閉会中の委員派遣の取り扱いについてを日程に追加して、協議したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、閉会中の委員派遣の取り扱いについてを日程に追加して、これを議題といたします。

それでは、閉会中の委員派遣の取り扱いについてをお諮りします。

閉会中にタブレット端末の導入検討にかかわる先進地視察を実施したいと思っておりますが、視察先等の調整が必要となりますので、委員派遣の手続については、正副委員長に一任いただきたいと思っております。

については、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議がありませんので、そのように決定しました。

以上で、閉会中の委員派遣の取り扱いについてを終わります。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~  
午前9時23分休憩
~~~~~  
午前9時25分開議  
~~~~~

○委員長（今塩屋裕一）ここで、本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（今塩屋裕一）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。

皆さん、御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会
委員長 今 塩 屋 裕 一